

平成二十八年法律第六十八号

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の
解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 基本的施策(第五条―第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある
国又は地域の出身であることを理由として、適
法に居住するその出身者又はその子孫を、我が
国の地域社会から排除することを煽動する不当
な差別的言動が行われ、その出身者又はその子
孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地
域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動は
あつてはならず、こうした事態をこのまま看過
することは、国際社会において我が国の占める
地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許さ
れないことを宣言するとともに、更なる人権教
育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図
り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言
動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律
を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当
な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに
鑑み、その解消に向けた取組について、基本理
念を定め、及び国等の責務を明らかにすると
ともに、基本的施策を定め、これを推進すること
を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対す
る不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外に
ある国若しくは地域の出身である者又はその子
孫であつて適法に居住するもの(以下この条に
おいて「本邦外出身者」という。)に対する差
別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とそ
の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害
を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく
侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の
出身であることを理由として、本邦外出身者を
地域社会から排除することを煽動する不当な差
別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差
別的言動の解消の必要性に対する理解を深める

とともに、本邦外出身者に対する不当な差別的
言動のない社会の実現に寄与するよう努めなけ
ればならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別
的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施
するとともに、地方公共団体が実施する本邦外
出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け
た取組に関する施策を推進するために必要な助
言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当
な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国と
の適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実際
に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別
的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、
これに関する紛争の防止又は解決を図ることが
できるよう、必要な体制を整備するものとし
る。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏
まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者
に対する不当な差別的言動に関する相談に的確
に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又
は解決を図ることができるよう、必要な体制を
整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別
的言動を解消するための教育活動を実施すると
ともに、そのために必要な取組を行うものとし
る。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏
まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者
に対する不当な差別的言動を解消するための教
育活動を実施するとともに、そのために必要な
取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別
的言動の解消の必要性について、国民に周知
し、その理解を深めることを目的とする広報そ
の他の啓発活動を実施するとともに、そのため
に必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏
まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者
に対する不当な差別的言動の解消の必要性につ
いて、住民に周知し、その理解を深めることを

目的とする広報その他の啓発活動を実施すると
ともに、そのために必要な取組を行うよう努め
るものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
2 不当な差別的言動に係る取組については、こ
の法律の施行後における本邦外出身者に対する
不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応
じ、検討が加えられるものとする。